

相続ニュース

2016年4月25日(月)
担当：MS事業部 松村

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

配偶者控除

はじめに

相続対策として、贈与税の配偶者控除があります。今回はこちらについて、まとめていきます。

制度の趣旨

居住用財産の贈与は、本来課税されますが、配偶者の老後の生活保障を意図して行われるものに限り贈与税が軽減されます。

適用要件

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 夫婦の婚姻期間が20年を過ぎた後に贈与が行われたこと
- ② 配偶者から贈与された財産が、自分が住むための国内の居住用不動産であること又は居住用不動産を取得するための金銭であること
- ③ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与により取得した国内の居住用不動産又は贈与を受けた金銭で取得した国内の居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること
- ④ 同一の配偶者で過去にこの制度を受けていないこと

相続税における対応

相続税では、相続開始前3年以内の贈与財産は相続財産に加算することとされています。

しかし、贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合は、配偶者控除後の金額を相続財産に加算すればよいことになっています。

例で考えると、土地、建物2,150万円を贈与した後3年以内に贈与者が亡くなった場合の相続財産への加算額は、贈与税の配偶者控除の適用を受けていない場合は2,150万円となり、適用を受けている場合は、150万円となります。

おわりに

贈与税の配偶者控除は、相続税の節税対策にもなり、かつ、贈与税もかからないというメリットのある制度です。この制度を上手く利用することで大幅な節税が可能となりますので上手く活用しましょう。

